一般社団法人 東京都作業療法士会と一般社団法人 日本作業療法士協会による
会員個人データの共同利用について

一般社団法人 東京都作業療法士会（以下、当会）は、一般社団法人 日本作業療法士協会（以下、協会）との間で、当会及び協会の定款ないし規則所定の目的と事業の遂行のために当会会員及び協会会員の個人データを共同して利用しています。個人情報の保護に関する法律第 23 条第 5 項第 3 号では個人データを共同して利用する場合には、下記の項目について会員が容易に知り得る状態に置くことを義務づけて共同利用を認めていますので、下記のとおり公表するものです。

１） 共同して利用される会員個人データの項目

当会会員及び協会会員の氏名、性別、生年月日、住所、連絡先、勤務先と属性、出身校、資格取得事項、免許番号、入退会に関する事項、会費に関する事項、在籍履歴、活動履歴、研修履歴、生涯教育履歴、賞罰、その他当会及び協会が事業遂行のために必要とする項目

２） 会員個人データを共同して利用する者の範囲

会員の個人情報の取り扱いに関する覚書（2021 年度改訂版）を締結した当会及び協会の全構成員

３） 会員個人データを共同して利用する目的

当会及び協会の定款ないし規則所定の目的と事業の遂行のため

４） 会員個人データの管理責任者

一般社団法人　東京都作業療法士会 事務局長
〒160-0022　東京都新宿区新宿 5-4-1　新宿 Q フラットビル 501
電話：03(6380)4681　FAX：03(6380)4684

会員個人データの共同利用についてのFAQ

Q１、会員情報に関する個人情報保護とはどのような法律ですか？

会員管理を含む個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）には、以下のように規定されています。

・個人情報の利用目的を公表（通知）する義務（同法 18 条 1 項）

・個人データを第三者に提供する際に本人から同意を得る義務（同法 23 条）

個人情報を取り扱う職能団体もこれらの義務を遵守しなければならないことになります。

Q２、協会と士会間の情報のやり取りは「個人データを第三者に提供する場合」に該当しませんか。

協会と士会は、団体は異なりますが、ほぼ同じ作業療法士を構成員とし、同じ目的のために活動している職能団体として構成しています。協会と士会の間で行う情報のやり取りは、個人情報保護法第 23 条第 5 項第 3 号「特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合」となり、**第三者に該当しない位置づけとなります。**

Q３、共同利用について会員からの同意は必要ではありませんか。

Q２のとおり第三者に該当しない位置づけのため、法令上では**公表または通知**が必要となります。

Q４、どのように通知や公表を行っていますか。

「会員個人データの共同利用について」は**ホームページのプライバシーポリシーの URL に掲載する共に、入会時の案内書類に同封する形で通知させていただいております。**